

## 法令等

### 問題 1 ～ 問題 40 は択一式（5肢択一式）

#### 問題 1 正解 5

本問は、刑法理論に関する文章の理解を問う問題です。刑法理論には、応報刑論と目的刑論という二つの考え方があります。応報刑論とは、「犯罪という違法な行為に対して報いとして刑罰を科するものであり、刑罰の本質は応報的な害悪又は苦痛である。」とします。これに対し、目的刑論とは、「犯人に道義的責任を問うことはできず、犯人が社会にとって危険な存在であって、犯人から社会を防衛するのが刑罰である。」とするものです。したがって、目的刑論の立場からは、刑罰の内容も、刑罰による結果の大小ではなく、犯人の犯罪性の程度によって決定されるべきこととなります。したがって、空欄 **ア** には「応報」、空欄 **イ** には「社会防衛」、空欄 **ウ** には「累犯」が入ります。そして、空欄 **エ** ですが、仮執行というのは、民事訴訟に登場する用語で、仮執行に基づいて、強制執行することを意味します。したがって、刑事訴訟における「執行猶予」が妥当です。なお、執行猶予とは、刑の言渡しが確定しても裁判所の定めた期間その執行をせず、その期間を無事に経過した場合には刑の言渡しの効力を失わせる制度です。

以上より、正解肢は5となります。

**問題2 正解5**

- 1 法律は、原則として、公布の日から20日を経過した日から施行しますが、法律で施行期日を定めたときは、その定めた日から施行することもできるとされています（法の適用に関する通則法2条）。本肢は妥当ではありません。
- 2 肢1で見たように、公布日と施行期日を同日とすることも可能です。本肢は妥当ではありません。
- 3 我が国の法の適用に関しては、属地主義が原則として採用されています（刑法1条1項）。しかし、日本国内の船舶及び航空機内では、外国の領域内や公海上であっても、刑法の効力を有します。本肢は妥当ではありません。
- 4 「一般法」と「特別法」では、常に「特別法」が優先して適用されます（特別法優先の原則）。したがって、一般法の規定が改正されたとしても、特別法が適用されることに変更はありません。本肢は妥当ではありません。
- 5 本肢は「限時法・時限立法」と呼ばれるものです。「限時法」とは、有効期間の定められている法令です。そのため、時期の到来によって効力が失われることとなります。よって、本肢は妥当であり、これが正解肢となります。

**問題3 正解4**

本問は、予防接種事故と補償請求の要否に関する東京地裁昭和59年5月18日の判決を題材としたものと推測されます。この事案は、予防接種被害に関して国に補償を求めた初の集団訴訟として知られています。

そもそも、国等の接種行為について違法性と過失があれば国家賠償が認められることは、いわば当然のことです。

しかし、法律上、過失が認定できないような場合にも、被害者の救済の必要性はあるといえます。すなわち、公務員の過失による国家賠償責任と、適法な公権力の行為についてなされる損失補償のどちらにも該当しない、「国家補償の谷間」の問題といわれるものです。

そこで、この判決では、そのような場合に、憲法から直接補償請求権を肯定できるのかが問題となりました。判決では、立法による解決の必要性を認めながらも、それが不十分である場合には、憲法13条、14条、25条の定める法の精神を根拠とし、さらに憲法29条3項を類推適用することで補償請求権を認め、法律上の救済の定めにかかわらず正当な補償額の請求をなしうるとしました。

この意味で、本判決は、過失が認められない場合にも憲法上の補償がある場合を認め、憲法的な救済を図ったものと評価されています。

上記を前提に、各肢を検討します。

- 1 上記判決では29条3項を類推適用するとしていますので、本肢は正しい内容です。
- 2 判例も立法による解決を否定するものではありませんので、本肢も正しいといえます。
- 3 判例は13条の法の精神を根拠に挙げています。つまり、人格的自律権の一環として、損失補償を請求できるといえます。正しい内容です。
- 4 この記述は「過失認定の余地がない＝損賠償はできない」と断定していますので、上記の判例の趣旨に明らかに反しています。したがって、これが誤りとなります。
- 5 判例は29条3項を類推適用することで補償請求権を認めていますので、正しい記述です。

**問題4 正解2**

- 1 何人も、その承諾なしに、みだりに容貌等を撮影されない自由を有します。警察官が正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、憲法13条に違反します（京都府学連事件 最大判昭44.12.24）。本肢は誤りです。
- 2 判例は、憲法35条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれるものと解するのが相当であるとしています（最大判平29.3.15）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 判例は、電話傍受については、重大な犯罪に係る被疑事件について、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる十分な理由があり、かつ、当該電話により被疑事実に関連する通話の行われる蓋然性があるとともに、「電話傍受以外の方法によってはその罪に関する重要かつ必要な証拠を得ることが著しく困難であるなどの事情が存する場合」において、憲法上許されると解するのが相当であるとしています（最判平11.12.6）。本肢は誤りです。
- 4 問題文の前半は正しい記述です。しかし、判例は、オービスの写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容貌を撮影することになっても、憲法13条、21条に違反しないと判示しています（最判昭61.2.14）。本肢は誤りです。
- 5 判例は、GPS 捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反して「その私的領域に侵入する捜査手法である」とし、さらには「個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分に当たる」としています（最大判平29.3.15）。本肢は誤りです。

**問題5**    **正解3**

本問では、地方公共団体がその土地を神社の敷地として無償で提供することの合憲性に関連して、最高裁判所判決で考慮要素であったかどうかを問うという出題です。題材は、砂川政教分離訴訟となります（最大判平22.1.20）。

この判例は、これまで政教分離における合憲性の判断基準として用いられてきた「目的・効果基準」を使わずに、新しい枠組みで政教分離の判断を行った点で評価されています。

その内容としては、「当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。」となっています。

なお、本問は、判例の結論のみではなく、判決に至る考慮要素を問うということで、判決文の細かい部分の知識を問うものであり、難問といえます。したがって、あまり深入りせず、この機会に問題文と解説を一読しておけばよいと思います。

以上を前提として、各肢の内容を検討すると、肢3以外は、すべて地方公共団体がその土地を神社の敷地として無償で提供することの合憲性に関する記述となります。

そして、肢3については津地鎮祭事件における判例の記述内容となります（最大判昭52.7.13）。したがって、肢3のみが地方公共団体がその土地を神社の敷地として無償で提供することの合憲性に関連して、最高裁判所判決で考慮要素とされていないものになります。

以上より、正解肢は3となります。

**問題6**    **正解4**

憲法41条に規定されている「国の唯一の立法機関」の意味ですが、国の立法はすべて国会により行われること（国会中心立法の原則）及び立法の手續に国会以外の機関が参加することはないこと（国会単独立法の原則）の2つの意味があると解されています。

	国会中心立法の原則	国会単独立法の原則
意味	国の立法はすべて国会により行われるという原則	立法の手續に国会以外の機関が参加することはないという原則
例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両議院の規則制定権（58条2項）</li> <li>② 最高裁判所の規則制定権（77条）</li> <li>③ 行政部による法律を執行するための政令（73条6号）</li> <li>④ 地方公共団体の条例制定権（94条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内閣に法律案提出権が認められていること（72条）</li> <li>② 地方特別法（95条）</li> </ul>

上記を前提に、各空欄を検討すると、**ア**には「国会が立法権を独占し」が相応しく、**イ**には「法律は国会の議決のみで成立すること」が適切であることが分かります。したがって、正解肢は4となります。

問題7 正解5

本問は、「憲法の国民投票制」についての記述についての穴埋め問題です。

本問では、まず選択肢の中にある語句の意味が曖昧ですので、この点から明らかにしていきます。

まず、レファレンダムとは、一般には国民表決（referendum）といわれます。これは、議会の議決等は経たが、未だ効力を発生するに至っていない国家意思について国民投票に付し、国民からの賛意が得られたときに初めて、国家意思としての効力を発生せしめるものとして行われる国民投票です。日本国憲法の規定する憲法改正についての国民投票（96条）及び地方自治特別法の制定についての住民投票（95条）は、この国民表決に該当します。

次に、イニシアティブとは、一般には国民発案（initiative）といわれます。これは、国家意思の形成について、その発案権を国民の側にも認めるものです。一定数以上の有権者により発案され、それが直ちに国民投票に付されるものと、議会の審議に付されるものとに大別されます。我が国では、憲法上、国民発案に関する規定は存在しません。

上記のように、レファレンダム、イニシアティブを定義したところで、各空欄には、**ア**にはレファレンダム、**イ**には国民発案（イニシアティブ）、**ウ**には解職投票が入ることが分かります。

さらに、**エ**には、「公務員を国民の投票によって罷免する制度」というものが「選挙と表裏をなす」という一文から、選挙により議員を選出する「代議制」が入ることが分かります。

そして、**オ**には、直接民主制が入ります。

最後に、残った語句について説明しておきます。まず、国民拒否ですが、これは既定のある国家意思について、その存続の可否を国民投票に付し、その結果、当該国家意思を存続させるべきではないとの意思表示がなされた場合には、その国家意思は失効するものとして行われる国民投票です。日本国憲法には、これに該当する制度は存在しません。次に、プレビシットですが、これは専制国家における権力者とその統治を正当化するための人気投票・信任投票を指します。

以上より、正解肢は5となります。

**問題8 正解4**

- 1 判例は、地方公共団体が、将来にわたって継続すべき一定内容の施策を決定した後、社会情勢が変動したことを理由として当該施策を変更することについて、「損害を補償することなく施策を変更することは、特定の者に対する不法行為を免れない」と解しています（最判昭56.1.27）。このことは、適切な補償を実施するのであれば、不法行為を形成しないということになります。したがって、無条件で、施策の変更＝違法と述べている本肢は誤りと解されます。
- 2 判例は、租税法関係における信義則の適用について、これを慎重であるべきとしつつ、納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきとしています（最判昭62.10.30）。したがって、問題文のように断定的にこれを排除してはいません。本肢は誤りです。
- 3 本肢は、いわゆる余目町個室付浴場事件についての問題です。判例は、「知事のなした処分は、業者が現行法上適法になしうる浴場営業を阻止、禁止することを直接の動機、主たる目的としてなされたものであることは明らかであり、(中略)右のような動機、目的をもってなされた処分は、行政権の著しい濫用と評価しなければならない」として、これを違法だと判断しました（最判昭53.6.16）。本肢は誤りです。
- 4 本肢は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づき健康管理手当の支給認定を受けた被爆者が、外国へ出国したことに伴い、その支給を打ち切られたため、未支給の健康管理手当の支払を求める訴訟において、支給義務者（地方公共団体）が地方自治法236条所定の消滅時効を主張することが信義則に反し許されないとされた事例についての判例を題材としています。この判例において、最高裁は、まず問題文の記述のとおり、地方自治法により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利につきその時効消滅については援用を要しないとされている趣旨から、普通地方公共団体に対する債権に関する消滅時効の主張が信義則に反し許されないとされる場合は、極めて限定されるものというべきであると述べています（最判平19.2.6）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。なお、参考までにこの判例の結論を述べておくと、最高裁は、結局、信義則の適用を認めて、地方公共団体が地方自治法の規定する消滅時効を主張することは信義則に反して許されないとしています。
- 5 判例は、国家公務員の公務上の死亡について、国は、国家公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（安全配慮義務）に基づく損害賠償義務を負うことを認めています（最判昭50.2.25）。本肢は誤りです。



問題9 正解1

- ア 判例は、教科書検定をめぐる裁判において、「本件検定の審査、判断は、申請図書について、内容が学問的に正確であるか、中立・公正であるか、教科の目標等を達成する上で適切であるか、児童、生徒の心身の発達段階に適応しているか、などの様々な観点から多角的に行われるもので、学術的、教育的な専門技術的判断であるから、事柄の性質上、文部大臣の合理的な裁量に委ねられるものというべきである」と述べています（最判平5.3.16）。本肢は正しい記述です。
- イ 本肢は、問題文に「裁判所は懲戒権者が当該処分にあたって行った事実認定に拘束される。」とある点が誤りです。裁判所は、司法権の行使をするにあたり、行政権等に拘束されることなく、これと独立して独自に事実認定を行うべきことは、憲法の司法権の独立からも当然の原則となります。なお、判例は、懲戒処分を受けた国家公務員が当該処分を争った事例において「懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限り違法であると判断すべき」と述べていますが（最判昭52.12.20）、これも裁判所が行政権とは別に事実認定を行うことができることを前提とした記述ですので、上記を裏付ける内容だといえます。
- ウ 判例は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定は、水俣病の罹患の有無という現在または過去の確定した客観的事実を確認する行為であって、この点に関する処分行政庁の判断はその裁量に委ねられるべき性質のものではないとしています（最判平25.4.16）。本肢は正しい記述です。
- エ 判例は、保護基準中の老齢加算に係る部分を改定するに際し、最低限度の生活を維持する上で老齢であることに起因する特別な需要が存在するといえるか否か及び高齢者に係る改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かを判断するにあたっては、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められるものというべきとしています（最判平24.2.28）。本肢は誤りです。
- オ 問題文の前段は、妥当な記述です。しかし、判例は、公立学校施設の目的外使用の許否の判断と管理者の裁量権について、支障がないからといって当然に許可しなくてはならないものではなく、行政財産である学校施設の目的及び用途と目的外使用の目的、態様等との関係に配慮した合理的な裁量判断により使用許可をしないこともできるとしています（最判平18.2.7）。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはア・ウであり、正解肢は1となります。

**問題10** 正解2

- 1 判例は、国家公務員の退職共済年金受給に伴う退職一時金の利子相当額の返還について定める国家公務員共済組合法の規定の趣旨から、退職一時金に付加して返還すべき利子の利率について、政令に委任したものと理解することができるとし、さらに国公共済法の規定は、退職一時金に付加して返還すべき利子の利率の定めを白地で包括的に政令に委任するものということとはできず、憲法41条及び73条6号に違反するものではないと解するのが相当であるとししました（最判平27.12.14）。本肢は誤りです。
- 2 判例は、問題となった監獄法施行規則の各規定は、未決勾留により拘禁された者と14歳未満の者との接見を許さないとする限度において、監獄法50条の委任の範囲を超え、無効であると判断しています（最判平3.7.9）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 本肢は、医薬品のインターネット販売を行っていた事業者が、法改正に伴って改正された法施行規則によって一部医薬品のネット販売が禁止された事案についての判例の判断基底を問うものです。判例は、「立法過程における議論をもしんしゃくした上で、新薬事法36条の5及び36条の6を始めとする新薬事法中の諸規定を見て、」と明示していますので、問題文のように「その判断において立法過程における議論を考慮したり、根拠規定以外の諸規定を参照して判断をすることは許されない。」とは考えていません（最判平25.1.11）。本肢は誤りです。
- 4 判例は、児童扶養手当法4条1項5号の委任に基づき児童扶養手当の支給対象児童を定める児童扶養手当法施行令（改正前のもの）1条の2第3号のうち、「母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童」から「父から認知された児童」を除外している括弧書部分は、同法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効であるとしています（最判平14.1.31）。問題文には、「それを設けたことは、政令制定者の裁量の範囲内に属するものであり、違憲、違法ではない。」と記述されていますので、誤りとなります。
- 5 判例は、日本刀が我が国において有する文化財的価値を考慮すると、銃砲刀剣類登録規則4条2項が、銃砲刀剣類所持等取締法14条1項の登録の対象となる刀剣類の鑑定基準として、美術品として文化財的価値を有する日本刀に限る旨を定めていることは、同条五項の委任の趣旨を逸脱するものではないとしています（最判平2.2.1）。本肢は誤りです。

問題 11 正解 1

- 1 行政手続法 39 条 1 項は、「命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。」と定めています。本条項に照らして、本肢は正しい記述となり、これが正解肢となります。
- 2 行政手続法 39 条 4 項 5 号において、命令等制定機関は、定めようとする命令等が、他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等である場合には、重ねて意見公募手続を実施する必要はないと規定しています。本肢は誤りです。
- 3 行政手続法 39 条 4 項 7 号では、命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするときには、意見公募手続を実施する必要はないと規定しています。本肢は誤りです。
- 4 行政手続法 43 条 4 項は、「命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。」と規定しています。すなわち、①命令等を定めないこと、②命令等の題名（43 条 1 項 1 号）、③命令等の案の公示の日（43 条 1 項 2 号）を公示することになります。本肢は誤りです。
- 5 行政手続法 43 条 5 項 2 号は、命令等制定機関は、所定の事由に該当することを理由として意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、意見公募手続を実施しなかった理由についても公示するべきと規定しています。本肢は誤りです。

**問題12**    **正解3**

- 1 行政手続法8条1項は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない旨を規定しています。問題文では、単に許認可等の処分をする場合とありますので、この点で対象が広すぎますし、さらに、その主体について「利害関係を有するものと認められる者」を含めていますので、この点でも誤りとなります。
- 2 行政手続法8条1項ただし書は、①「法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合」に、②「当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるとき」には、③「申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる」と規定しています。そうすると、たとえ問題文の、「形式上の要件に適合しない」という記述を、①②に該当すると判断したとしても、③については、問題文では「申請者に対して当該処分の理由を示す必要はない。」としていますので、この点で明らかに誤りとなります。
- 3 不利益処分の理由の提示について、行政手続法14条1項本文では、原則として、行政庁は、その名あて人に対し、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならないとしつつ、同条ただし書では、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでないとしています。そして、同条2項では、1項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならないとしています。したがって、本肢は14条1項、2項の条文に照らして正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 4 判例は、「法令が理由付記を要求している趣旨に鑑みると、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、東京都公文書の開示等に関する条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」としています（最判平4.12.10）。この判例から考えると、本肢は誤りといえます。
- 5 判例は、「旅券法に基づく一般旅券の発給拒否通知書に付記すべき理由については、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に発給拒否の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合を別として、旅券法の要求する理由付記として十分でない」としています（帆足計事件 最判昭60.1.22）。

問題13 正解3

ア 行政手続法32条2項は、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」とのみ規定しています。問題文のように、「その定めが適用されるのは当該行政指導の根拠規定が法律に置かれているものに限られる」というような限定は付されていません。本肢は誤りです。

イ 行政手続法35条に照らして、本肢は正しい記述です。

ウ 行政手続法36条の3第1項は、何人も、行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、申出をして、当該処分又は行政指導をすることを求めることができると規定しています。そして、当該行政庁又は行政機関は、この申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないとされています（同条3項）。つまり、申出自体に対しては諾否の応答義務がありません。申出に対しては調査を行う義務があるのみとなります。本肢は正しい記述です。

エ 行政手続法3条3項は、地方公共団体の機関がする処分等の適用除外を定めています。それによると、「行政指導」と「命令等を定める行為」については適用除外となり、「処分」「届出」については「根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの」が適用除外となります。本肢は誤りです。

以上より、正しいものはイ・ウとなり、正解肢は3となります。

<参考 行政手続法35条>

- 1 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。
- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
  - 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
  - 二 前号の条項に規定する要件
  - 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

- 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
- 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
  - 二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式  
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

問題 14 正解 3

- 1 行政不服審査法25条4項本文は、審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならないとしています。しかし、同条項ただし書において、①公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、②本案について理由がないとみえるときは、執行停止をしないという例外を定めています。本肢は、例外②に該当しますので、執行停止をする必要はありません。本肢は誤りです。
- 2 行政不服審査法26条は、「執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。」と規定しています。本肢は誤りです。
- 3 まず、審理員は必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することが可能です(40条)。そして、審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定する必要があります(25条7項)。よって、条文に照らして、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 4 行政不服審査法61条は、再調査の請求において執行停止に関する25条を準用しています(ただし、第3項を除外しています)。本肢は誤りです。
- 5 行政不服審査法25条3項は、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができると規定しています。処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、単に審査権限しか付与されていないので、職権では執行停止はできませんが、申立てがあれば執行停止をすることができます。本肢は誤りです。

**問題15** 正解1

- 1 行政不服審査法5条1項は、「行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第二条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。」と規定しています。本条項のただし書に照らして、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 2 再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができません（5条2項）。したがって、問題文が「当該再調査の請求と並行して、審査請求もすることができる。」と述べている点が誤りです。
- 3 再調査の請求については、行政不服審査法は明文で「行政庁の処分につき」と規定しています（5条1項）。行政庁の不作为については、再調査の請求はできません。本肢は誤りです。
- 4 前半の記述は正しい記述です。再調査の請求については、審理員による審理又は行政不服審査会等への諮問は必要ありません。しかし、後半の「処分庁は決定を行った後に、行政不服審査会等への報告を行う必要」はありませんので、この点が誤りです。
- 5 行政不服審査法61条では、再調査の請求に口頭意見陳述に関する規定（31条1項）を準用しています。それによると、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならないこととされています。本肢は誤りです。



問題 16 正解 2

- ア 行政不服審査法18条1項に照らして、本肢の前段は正しい記述です。しかしながら、そもそも「処分の無効の確認を求める審査請求」というものは、行政不服審査法の規定には存在しません。本肢は誤りです。
- イ 行政不服審査法19条1項は、「審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- ウ 行政不服審査法48条は、「第四十六条第一項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。」といういわゆる「不利益変更の禁止の原則」を規定しています。本肢は正しい記述です。
- エ 行政不服審査法50条1項は、裁決書に記載すべき事項を法定しています。そして、その中には「理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）」とあります（50条1項4号）。本肢は誤りです。
- オ 行政不服審査法25条2項は、「処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。」と規定しています。つまり、執行停止を請求できるのは、「審査請求人の申立てにより又は職権」のみとなります。そうすると、問題文が「申立ては、当該処分についての審査請求をした者でなければすることができない」と記述している点は、本条項の内容に合致しているといえます。正しい記述です。

以上より、誤っているのはア・エとなり、正解肢は2となります。

**問題17 正解3**

本問は、行政事件訴訟法の条文の語句の穴埋め問題です。  
この機会に、条文の文言を確認しておきましょう。

**<第25条第2項>**

処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

**<第36条>**

無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。

**<第37条の2第1項>**

第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

以上より、**ア**には「重大な損害」、**イ**には「損害」、**ウ**には「現在の法律関係」、**エ**には「重大な損害」、**オ**には「損害」が入ります。よって、正解肢は3となります。

問題18 正解4

- 1 処分をした行政庁が国又は共同体に所属する場合における処分取消訴訟は、当該処分をした行政庁の所属する「国又は公共団体」を被告として提起しなければなりません（11条1項1号）。本肢は誤りです。
- 2 処分取消訴訟は、「被告」の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属すると規定されています（12条1項）。本肢は誤りです。
- 3 処分をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合における処分取消訴訟は、法務大臣ではなく、当該行政庁を被告として提起しなければなりません（11条2項）。本肢は誤りです。
- 4 いわゆる訴訟参加については、当事者又は第三者の申立てによることも可能です。また、職権でも行うことができます（22条1項）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 5 行政事件訴訟法8条1項本文は、「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。」と定めています。本肢は誤りです。

**問題19**    **正解4**

- 1 地方鉄道法21条は、地方鉄道における運賃、料金の定め、変更につき監督官庁の認可を受けさせることとしています。そして、この監督官庁の認可処分について、この鉄道の事業主体ではなく、単なる乗客（路線の周辺に居住し、特別急行を利用している者）が取消訴訟を提起できるかについて、判例は否定しています（最判平元.4.13）。本肢は誤りです。
- 2 判例は、史跡を研究の対象とする学術研究者には、史跡の指定解除処分の取消しを求める原告適格が認められないとしています（最判平元.6.20）。本肢は誤りです。
- 3 いわゆる主婦連ジュース事件の判例です（最判昭53.3.14）。判例は、一般消費者について、公正取引委員会による公正競争規約の認定につき景表法10条6項の規定に基づく不服申立をする法律上の利益を有するとはいえないとして、当該商品表示の認定の取消しを求める原告適格を否定しています。本肢は誤りです。
- 4 判例は、新たに付与された定期航空運送事業免許に係る路線の使用飛行場の周辺に居住していて、当該免許に係る事業が行われる結果、当該飛行場を使用する各種航空機の騒音の程度、当該飛行場の一日の離着陸回数、離着陸の時間帯等からして、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる者は、当該免許の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解しています（新潟空港事件 最判平元.2.17）。よって、本肢の記述は妥当であり、これが正解肢となります。
- 5 判例は、都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解しています（小田急高架訴訟大法廷判決 最判平17.12.7）。本肢は誤りです。

問題20 正解1

本問は、公権力の行使にあたる公務員の失火と失火の責任に関する法律の適用に関する判例を題材としています（最判昭53.7.17）。

判例の事案ですが、消防士が火災現場での鎮火の際に、残り火の点検、再出火の危険回避を怠った過失により、再度火災が発生して損害が出たというものです。

まず、問題となる条文を確認します。

<国家賠償法1条1項>

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

<国家賠償法4条>

国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。

<失火の責任に関する法律（失火責任法）>

民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

各条文によると、まず国家賠償法では、公務員が損害を与えた場合には、国又は公共団体が賠償責任を負うとしつつ、4条で民法の規定を補充的に用いることを明らかにしています。

次に、失火責任法では、単なる過失の場合には不法行為責任を認めず、重過失の場合にのみ不法行為責任を認めるということになりますので、民法709条の場合よりも責任が軽減されていることになります。

そこで、この事案では、消防士が過失を犯した場合において、国家賠償法1条1項の責任を追及するときに、責任を軽減する内容である失火責任法が適用されるかどうか争われました。

判例は、「国又は公共団体の損害賠償の責任について、国家賠償法四条は、同法一条一項の規定が適用される場合においても、民法の規定が補充的に適用されることを明らかにしているところ、失火責任法は、失火者の責任条件について民法七〇九条の特則を規定したものであるから、国家賠償法四条の「民法」に含まれると解するのが相当である。また、失火責任法の趣旨にかんがみても、公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任についてのみ同法の適用を排除すべき合理的理由も存しない。したがって、公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、国家賠償法四条により失火責任法が適用され、当該公務員に重大な過失のあることを必要とするものといわなければならない。」と

判断しました。

以上を前提として、各空欄に語句を埋めていきます。

上記の判例の内容から、アには「の特則」が入ります。続いて、イには「含まれる」、ウには「排除すべき」、エには「適用」、オには「必要とする」が入ります。

以上より、正解肢は1となります。

問題21 正解1

ア 判例は、「石綿製品の製造等を行う工場又は作業場の労働者が石綿の粉じんにはばく露したことにより石綿肺等の石綿関連疾患に罹患した場合において、昭和33年当時、(1) 石綿肺に関する医学的知見が確立し、国も石綿の粉じんによる被害の深刻さを認識していたこと、(2) 上記の工場等における石綿の粉じん防止策として最も有効な局所排気装置の設置を義務付けるために必要な技術的知見が存在していたこと、(3) 従前からの行政指導によっても局所排気装置の設置が進んでいなかったことなど判示の事情の下では、石綿に関する作業につき局所排気装置の設置の促進を指示する通達が発出された同年5月26日以降、労働大臣が労働基準法に基づく省令制定権限を行使して罰則をもって上記の工場等に局所排気装置を設置することを義務付けなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法である」としています(最判平25.12.25)。当該判例に照らして、本肢は妥当な記述です。

イ 判例は、「炭鉱労働者のじん肺り患の深刻な実情及びじん肺に関する医学的知見の変遷を踏まえて、これを施策の対象とするじん肺法が成立したこと、そのころまでには、さく岩機の湿式型化によりじん肺の発生の原因となる粉じんの発生を著しく抑制することができるとの工学的知見が明らかとなっており、金属鉱山と同様に、すべての石炭鉱山におけるさく岩機の湿式型化を図ることに特段の障害はなかったのに、同法成立の時までに、鉱山保安法に基づく省令の改正を行わず、さく岩機の湿式型化等を一般的な保安規制とはしなかったことなど判示の事実関係の下では、じん肺法が成立した後、通商産業大臣が鉱山保安法に基づく省令改正権限等の保安規制の権限を直ちに行使しなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法となる」としています(最判平16.4.27)。当該判例に照らして、本肢は妥当な記述です。

ウ 判例は、「宅地建物取引業者に対する知事の免許の付与ないし更新が宅地建物取引業法所定の免許基準に適合しない場合であっても、知事の右行為は、右業者の不正な行為により損害を被った取引関係者に対する関係において直ちに国家賠償法1条1項にいう違法な行為に当たるものではない」としています(最判平元.11.24)。本肢は誤りです。

エ 判例は、「国が、昭和34年11月末の時点で、多数の水俣病患者が発生し、死亡者も相当数に上っていると認識していたこと、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であり、その排出源が特定の工場のアセトアルデヒド製造施設であることを高度の蓋然性をもって認識し得る状況にあったこと、同工場の排水に含まれる微量の水銀の定量分析をすることが可能であったことなど判示の事情の下においては、同年12月末までに、水俣病による深刻な健康被害の拡大防止のために、公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律に基づいて、指定水域の指定、水質基準及び特定施設の定めをし、上記製造施設からの工場排水につ

いての処理方法の改善、同施設の使用の一時停止その他必要な措置を執ることを命ずるなどの規制権限を行使しなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法となる」としています（最判平16.10.15）。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはア・イとなり、正解肢は1となります。



問題22 正解2

ア 地方自治法244条の2第1項は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。

イ 地方自治法244条の4第1項は、「普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。」と規定しています。総務大臣ではありません。本肢は誤りです。

ウ 地方自治法244条の2第2項は、「普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。」と規定しています。当該規定では、問題文のように、「議会の議決に加えて総務大臣の承認」を要求していません。本肢は誤りです。

エ 地方自治法244条3項は、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定していますので、前段の記述は妥当です。また、後段の「住民に準ずる地位にある者にも適用される。」という部分については、判例は、「普通地方公共団体の住民ではないが、その区域内に事務所、事業所、家屋敷、寮等を有し、その普通地方公共団体に対し地方税を納付する義務を負う者など住民に準ずる地位にある者についても、公の施設の性質やこれらの者と当該普通地方公共団体との結び付きの程度等に照らし合理的な理由なく差別的取扱いをすることは許されない」と解しています（最判平18.7.14）。よって、後段も正しいといえます。本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはア・エとなり、正解肢は2となります。

**問題23** 正解5

- 1 憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定しています。この際に、問題文のように「議会の同意」は要件となっておりません。本肢は誤りです。
- 2 地方自治法14条1項は、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務（法定受託事務及び自治事務の双方を含む）に関し、条例を制定することができるものと規定しています。そして、14条3項では、条例には罰則を定めることも可能であることが規定されています。この場合において、条例の罰則の制定に法律の委任は要件とされておりません。本肢は誤りです。
- 3 地方公共団体の長には、規則制定権が認められます（15条1項）。そして、法律上、この規則制定権には過料を定めることのみが認められています（同条2項）。本肢は誤りです。
- 4 地方公共団体の長には、議会へ議案を提出することが認められています（149条1号）。そして、この議案には当然に条例案も含まれます。本肢は誤りです。
- 5 地方自治法74条1項は、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。」と規定しています。よって、同条項に照らして、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。

問題24 正解5

ア 普通地方公共団体の議会による長の不信任の議決に対して、長が議会を解散した場合において、解散後に招集された議会において再び不信任が議決された場合、長は再度議会を解散することができるとする規定はありません（178条2項参照）。本肢は誤りです。

イ 地方自治法176条4項は、「普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。」と規定しています。問題文は、「再議に付すことができる。」としてこれを裁量行為としている点が誤りです。再議に付することは、長の義務です。

ウ まず、普通地方公共団体の議会の議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することが可能です（101条2項）。そして、この請求をうけた長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません（101条4項）。さらに、請求のあった日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、臨時会を招集することができます（101条5項）。本肢は正しい記述です。

エ 地方自治法179条1項本文は、普通地方公共団体の議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」と規定しています。本条項に照らして、本肢は誤りです。

オ 問題文の記述のとおり、地方自治法には議会が自主解散できるという規定はありませんが、それを認める特例法、すなわち地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和四十年法律第百十八号）が存在します。その特例法の2条1項において、「地方公共団体の議会は、当該議会の解散の議決をすることができる。」と定められています。本肢は正しい記述です。

以上より、正しいものはウ・オとなり、正解肢は5となります。

**問題25 正解3**

本問は、通達について取消しの訴えが提起できるかどうかについての判例を題材とした問題です（最判昭43.12.24）。この点について判例は、通達とは、行政組織内部における命令にすぎず、従来の法律の解釈、事務の取扱を変更するものではあるが、国民の権利義務に直接具体的な法律上の影響を及ぼすものではなく、国民からその取消を求める訴を提起することは許されないと考えています。

以上を前提として、各肢を検討していきます。

- 1 問題文の記述のとおり、通達は、上級行政機関が関係下級行政機関及び職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものです。しかし、前段の「通達は、原則として、法規の性質をもつ」という点が誤りです。通達は、国民の権利義務を規制する法規ではなく、行政組織内部における命令にすぎません。本肢は誤りです。
- 2 前半は正しい内容ですが、後半の「国民の権利義務に重大なかわりをもつようなものである場合には、法規の性質を有することとなり、本件通達の場合もこれに該当する」という点で誤りです。
- 3 通達とは、行政組織内部における命令にすぎません。したがって、行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においても、行政内部では命令違反の問題は生じますが、国民との関係においては、そのことを理由として、その処分の効力が左右されるものではありません。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 4 確かに、下級行政機関はこの通達に反する行為をすることはできませんが、そのことが直ちに国民である墓地の経営者に対して、新たに埋葬の受忍義務を課すものであるとまではいえません。本肢は誤りです。
- 5 「取消訴訟の対象となりうるものは、国民の権利義務、法律上の地位に直接具体的に法律上の影響を及ぼすような行政処分等でなければならない」という点は正しい記述です。しかし、「本件通達の取消しを求める訴えは許されないもの」と考えるのであれば、棄却ではなく「却下」されるべきです。本肢は誤りです。

問題26 正解2

- ア いわゆるエホバの証人剣道実技拒否事件の判例です。この判例では、結論としては、信仰上の理由により剣道実技の履修を拒否した市立高等専門学校の学生に対する原級留置処分及び退学処分は、校長の裁量権の範囲を超える違法なものであると判断されています（最判平8.3.8）。ただ、その前提として当該判例は、問題文のように、「高等専門学校の校長が学生に対し原級留置処分又は退学処分を行うかどうかの判断は、校長の合理的な教育的裁量にゆだねられるべきものであり、裁判所がその処分の適否を審査するに当たっては、校長と同一の立場に立って当該処分をすべきであったかどうか等について判断し、その結果と当該処分とを比較してその適否、軽重等を論ずべきものではなく、校長の裁量権の行使としての処分が、全く事実の基礎を欠くか又は社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法であると判断すべきものである」と述べています。したがって、本肢は妥当な記述といえます。
- イ 問題文では、公立中学校の校庭が一般に開放され、生徒ではなく住民が負傷した場合、当該住民は本来の利用者とはいえないことから、その設置管理者が国家賠償法上の責任を負うことはないと主張していますが、判例は、同様の事案において、「公の営造物の設置管理者は、本件の例についていえば、審判台が本来の用法に従って安全であるべきことについて責任を負うのは当然として、その責任は原則としてこれをもって限度とすべく」と述べています（最判平5.5.30）。つまり、最終的には、国家賠償法2条の適用を否定しつつも、一定程度では設置管理者の責任の存在を認めています。つまり、問題文のように全く責任を認めないという判断ではありません。本肢は誤りです。
- ウ 判例は、公立小学校を統廃合する条例の処分性について、保護者には特定の小学校において児童に対して教育を受けさせる権利が認められるものではないとしつつ、この意味で条例は一般的な法規範に過ぎないとして、このような条例制定について処分性を否定しています（最判平14.4.25）。本肢は誤りです。
- エ 判例は、市町村が設置する中学校の教諭がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に生徒に損害を与えた場合において、当該教諭の給料その他の給与を負担する都道府県が国家賠償法に従い上記生徒に対して損害を賠償したときは、当該都道府県は、国家賠償法3条2項に基づき、賠償した損害の全額について、当該中学校を設置する市町村に対して求償することができるとしています（最判平21.10.23）。本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはア・エとなり、正解肢は2となります。

**問題27 正解2**

- 1 まず、問題文の前段の「意思表示の相手方が、正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は通常到達すべきであった時に到達したものとみなされ、相手方が通知の受領を拒絶した場合には意思表示の到達が擬制される。」という点ですが、民法97条2項により「相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたとき」は、「その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみな」されますし、同条項の解釈として、正当な理由なく通知の受領を拒絶した場合も同様に解されます。この点で、前段は正しいといえます。しかし、後段の内容証明郵便の不在配達において、「受取人が不在配達通知に対応しないまま留置期間が経過して差出人に還付され、通知が受領されなかった場合には、意思表示が到達したものと認められることはない。」という部分は、誤りです。判例は、同種の事案について、社会通念上、了知可能な状態に置かれ、遅くとも留置期間が満了した時点で到達したものと認めるのが相当としています（最判平10.6.11）。本肢は誤りです。
- 2 まず、民法98条1項は、「意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。」としていますので、前段は正しい記述です。そして、公示による意思表示の効力については、「最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。」と規定されています（98条3項）。したがって、後段も正しい記述となります。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 3 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（申込み）に対して相手方が承諾をしたときに成立することとされています（522条1項）。具体的には、承諾の意思表示が申込者に到達した時に契約は成立します（到達主義、97条1項）。本肢は誤りです。
- 4 意思表示に関する一般原則では、表意者が通知を發した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのために失効しません（97条3項）。しかし、契約の申込みについては、例外があります。すなわち、表意者が通知を發した後に制限行為能力者となった場合、申込者が、そのような事実が発生した場合において、相手方が承諾の通知を發するまでにその事実が生じたことを知ったときには、そもそも申込みの効力は失効します（526条）。したがって、「当該制限行為能力者は契約を取り消すことができる。」のではなく、「そもそも申込みの効力が失効する」というのが正しい内容となります。本肢は誤りです。

5 民法98条の2は、以下のように定めています。

<民法98条の2>

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

- 一 相手方の法定代理人
- 二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

上記の条文の文言では、制限行為能力者のうち、「未成年者若しくは成年被後見人」のみを対象としています。すなわち、被保佐人・被補助人は含まれていません。この点で、問題文が広く「制限行為能力者であったとき」と記述している点が誤りです。

**問題28**    **正解4**

本問の問題文では、「Aが従来の住所または居所を去って行方不明となった場合」と記述されていますので、不在者の財産管理及び失踪宣告に関する知識が問われていることが分かります。それを前提に、以下に各肢を検討していきます。

- 1 不在者の財産管理人の権限について、民法28条前段は「管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。」と規定しています。そして、民法103条は、権限の定めのない代理人は、①保存行為、及び②代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為のみをなしうることを規定しています。これらの条文に照らして、本肢は正しい記述です。
- 2 民法25条1項前段は、不在者がその財産の管理人を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができることとしています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- 3 管理人の改任について、民法26条は「不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。」と規定しています。本条に照らして、本肢は正しい記述です。
- 4 まず、民法上は、不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができます（30条1項）。この点は、正しい記述です。しかし、この場合、7年間の満了時に死亡したとみなされず（31条）。したがって、問題文の「失踪の宣告を受けた時に死亡した」という点が本条項に照らして誤りとなります。よって、本肢が正解肢となります。
- 5 前段の失踪宣告の効果については、正しい記述です。また、失踪宣告は、あくまでも従来の住所における法律関係を円滑に処理するために死亡擬制をするものですので、失踪者の権利能力を消滅させてしまうものではありません。本肢は正しい記述です。



問題29 正解5

- 1 問題文のように、土地を不法占拠している建物の所有者と登記名義人が異なる場合において、判例は、物権的請求権の相手方については、原則として、現実に建物を所有することによってその土地を占拠し、土地所有権を侵害している者としつつも、他人の土地上の建物の所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合には、たとえ建物を他に譲渡したとしても、引き続き右登記名義を保有する限り、土地所有者に対し、右譲渡による建物所有権の喪失を主張して建物取去・土地明渡しの義務を免れることはできないとしています（最判平6.2.8）。したがって、本肢のBはAに対して乙建物の取去及び甲土地の明渡しの義務を免れません。本肢は正しい記述です。
- 2 本肢では、未登記建物について、EからFに譲渡されています。本問では、建物は未登記建物のままですので、丁建物の取去及び丙土地の明渡しの義務は、現実に建物を所有することによってその土地を占拠し、土地所有権を侵害している者を相手方とすべきこととなります（最判昭35.6.17）。したがって、問題文のとおり、「Eは、Dに対して丁建物の取去および丙土地の明渡しの義務を負わない。」こととなります。本肢は正しい記述です。
- 3 工場抵当法2条本文は「工場ノ所有者カ工場ニ属スル土地ノ上ニ設定シタル抵当権ハ建物ヲ除クノ外其ノ土地ニ附加シテ之ト一体ヲ成シタル物及其ノ土地ニ備附ケタル機械、器具其ノ他工場ノ用ニ供スル物ニ及フ」と規定しています。そして、判例は、工場抵当法2条により抵当権の目的とされた動産が、抵当権者に無断で同建物から搬出された場合、第三者が当該動産を即時取得しない限り、抵当権者は、目的動産をもとの備付場所である工場に戻すことを請求することができると解しています（最判昭57.3.12）。本肢は正しい記述です。
- 4 判例は、抵当不動産の所有者から占有権原の設定を受けてこれを占有する者であっても、抵当権設定登記後に占有権原の設定を受けたものであり、その設定に抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的が認められ、その占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権者は、当該占有者に対し、抵当権に基づく妨害排除請求として、上記状態の排除を求めることができると解しています（最判平17.3.10）。本肢では、抵当権設定後の賃借権設定であり、かつ競売手続を妨害する目的の存在及びその占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ優先弁済請求権の行使が困難となるような状態の存在も認められます。したがって、抵当権者は、賃借人に対して、抵当権に基づく妨害排除請求をすることが可能だと言えます。本肢は正しい記述です。

- 5 判例は、動産売買につき売買代金を担保するために所有権留保がされた場合において、留保所有権者は、被担保債権の弁済期の到来の前は、特段の事情がない限り撤去義務や不法行為責任を負うことはないが、弁済期が経過した後は、留保された所有権が担保権の性質を有するからといって撤去義務や不法行為責任を免れることはないとしています（最判平21.3.10）。つまり、例えば、AがBに依頼されて代金を立替えてCから動産を購入する場合において、AB間の契約により、BがAに代金を支払うまではその動産の所有権がAに留保されている、すなわち、Aは代金の立替払い債権の支払期限までは、当該動産をBのものとして預かっているけれども、立替払い債権の支払期限を過ぎた後は、当該動産を換価等して債権の弁済に充当できるという場合において、当該動産が第三者の土地上に存在してその土地所有権を侵害しているときは、Aは被担保債権の弁済期の到来の前は、特段の事情がない限り撤去義務や不法行為責任を負うことはないが、立替払い債権の支払期限を過ぎた後は、Aは当該動産の所有者として当該動産を撤去する義務を免れないという意味になります。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。

問題30 正解3

- 1 まず、前段の「留置権者は、善良な管理者の注意（善管注意義務）をもって留置物を占有すべき」というのは正しい記述です（298条1項）。しかし、後段の善管注意義務の説明は誤りです。善管注意義務とは、自己の財産に対するのと同じの注意義務よりも高い注意義務となります。本肢は誤りです。
- 2 民法298条2項本文は、「留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、又は担保に供することができない。」と規定していますので、前段は正しい記述です。しかし、留置権者が債務者の承諾を得ずに留置物を使用した場合でも、留置権は直ちに消滅するのではなく、債務者は、留置権の消滅を請求することができるに留まります（298条3項）。本肢は誤りです。
- 3 判例は、建物賃借人が賃料不払いにより賃貸借契約を解除された後に当該建物につき有益費を支出した場合には、これによる留置権を主張することはできないとしています（最判昭46.7.16）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 4 判例は、留置権者が留置物を占有している限りは、留置物が第三者に譲渡されたとしても留置権は消滅しないで譲受人に対抗することができるものと解しています（最判昭47.11.16）。本問では、A B間で一度留置権が成立しています。そして、その後にBからCに目的物が譲渡されていますので、AはCに対しても物権である留置権を主張することが可能となります。本肢は誤りです。
- 5 判例は、二重譲渡の事例において、留置権の成立を否定しています（最判昭43.11.21）。その理由としては、担保すべき債権は売主に対する債権であり、留置物は第二譲受人の所有物になりますので、不動産を留置しても、売主に心理的圧迫を加えて履行を強制する関係にないと解されるからです。したがって、本問ではEには留置権は認められません。本肢は誤りです。

**問題31 正解3**

まず、本問の問題文では、A B間の絵画の売買契約の締結と、その売却代金の支払い方法についての説明がなされています。それによると、目的物は契約当日引き渡すこと、代金はその半額を目的物と引き換えに現金で、残金は後日、銀行振込の方法で支払うこと等が約定され、Bは、契約当日、約定通りに500万円をAに支払ったことが書かれています。そして、各肢の記述では、主に残金の遅延のみが論点として書かれています。つまり、本問では、売買契約において、目的物の引渡が完了して、金銭債務のみが残存する場合の債務不履行責任の問題について聞かれているということになります。

以上を前提にして、各肢を検討していきます。

ア 支払期限のある金銭債務について、正当な理由なく支払いが2ヶ月遅延した場合には、民法419条の定める金銭債務の特則により、Aは損害の証明をすることなく遅延損害金を請求することができます（419条2項本文）。本肢は正しい記述です。

イ 肢アのとおり、Aは損害の証明をすることなく遅延損害金を請求することができます（419条2項本文）。判例は、同条項の反対解釈として、金銭債務の場合には、たとえそれ以上の損害が生じたことを立証しても、その賠償を請求することはできないと解しています（最判昭48.10.11）。したがって、弁護士費用その他取立てに要した費用等は請求できません。本肢は誤りです。

ウ 本肢では、大規模災害の影響で振込システムに障害が発生した点が問題となっていますが、民法は、金銭債務の特則により「債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。」と規定しています（419条3項）。つまり、Bは不可抗力であると主張できませんので、AはBに対して遅延損害金を請求することができます。本肢は正しい記述です。

エ まず、母の死亡は不確定期限ですので、本肢では、支払期限が不確定期限となっています。そして、債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負うこととなります（412条2項）。本肢では、BはAの母の死亡の事実を知らず、Aからの請求もありません。したがって、本肢の場合には、いまだ履行遅滞責任は発生していません。以上により、AはBに対して2ヶ月分の遅延損害金を請求することができません。本肢は誤りです。

オ 民法412条3項は、「債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。」と規定しています。本肢では、令和3年10月1日にAがBに請求していますので、この時点から2ヶ月分の遅延損害

金の請求は可能ということになります。本肢は正しい記述です。

以上より、妥当ではないものはイ・エとなり、正解肢は3となります。

**問題32**    **正解5**

- 1 債権者代位権においては、債務者の取消権を代位できないという規定はありません（423条参照）。本肢は誤りです。
- 2 民法423条2項は、「債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。」としています。したがって、債権者は、自己の債務者に対する債権の期限が到来していない場合には、代位はできません。本肢は誤りです。
- 3 民法423条の3前段は、「債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。」としています。本肢は誤りです。
- 4 民法423条の5前段は、「債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。」と規定しています。本肢は誤りです。
- 5 民法423条の5後段は、たとえ債権者が被代位権利を行使した場合であっても、相手方は、被代位権利について債務者に対して履行をすることを妨げられない旨を規定しています。よって、本肢の記述は妥当であり、これが正解肢となります。

問題33 正解4

ア 民法536条1項は、「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。」と規定しています。つまり、本肢ではAの建物引渡しが行履行不能になっていますので、反対給付である代金債務も拒むことが可能です。本肢は誤りです。

イ 売買の目的物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合ですので、BはAに対して562条により「目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完」ができます。そして、この追完を請求したとしても、別途、415条に基づく債務不履行による損害賠償は重ねて行うことができます(564条)。本肢は妥当な記述です。

ウ 売買契約においては、まず買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときに、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができることとされています(563条1項本文)。もちろん、追完が不能である場合等には、直ちに代金減額請求ができますが(563条2項1号参照)、本肢では問題文に「履行の追完が合理的に期待できる」と書かれていますので当てはまりません。本肢は誤りです。

エ 民法563条3項は、「第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。」と規定しています。本肢では、「不適合がBの過失によって生じた」とありますので、BはAに対して代金減額請求はできません。本肢は誤りです。

オ 民法566条は、「売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。」と規定しています。ポイントは、不適合を知った時から「一年以内にその旨を売主に通知することが必要」という点です。つまり、必要なのは通知であって、請求権の行使ではありません。本肢は誤りです。

以上より、誤っているものはア・ウ・エ・オの4つであり、正解肢は4となります。

**問題34** 正解5

- 1 訴訟上の因果関係の立証の程度について、判例は問題文のように、「自然科学的証明」ではなく「高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであること」でよいとしています（最判昭50.10.24）。当該判例に照らして、本肢は正しい記述です。
- 2 不法行為があった場合に、その損害賠償額の算定にあたって、被害者の身体的特徴を斟酌することについて、判例は、「被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有しており、これが、加害行為と競合して傷害を発生させ、又は損害の拡大に寄与したとしても、右身体的特徴が疾患にあたらなるときは、特段の事情がない限り、これを損害賠償の額を定めるにあたり斟酌することはできない」と解しています（最判平8.10.29）。当該判例に照らして、本肢は正しい記述です。
- 3 民法722条2項は、「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。」と規定しています。そして、判例は、被害者たる未成年の過失を斟酌する場合には、責任能力までは要求せず、問題文のように、未成年者に事理弁識能力が具わっていれば足りると解しています（最判昭39.6.24）。本肢は正しい記述です。
- 4 判例は、民法723条の名誉毀損における名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価のことであり、名誉毀損とは、この客観的な社会的評価を低下させる行為だと解しています（最判昭45.12.18）。本肢は正しい記述です。
- 5 判例は、医療過誤における故意・過失を認定するにあたっては、当該医療機関の性格、所在地域の医療環境の特性等の諸般の事情を考慮すべきであり、右の事情を捨象して、すべての医療機関について診療契約に基づき要求される医療水準を一律に解するのは相当でないとして解しています（最判平7.6.9）。当該判例に照らして、本肢の記述は誤りであり、これが正解肢となります。



問題35 正解4

- ア 民法899条の2第1項は、「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。」と規定しています。したがって、本肢のBも登記を経由しないと、法定相続分を超える部分については、第三者Eに対して自己の権利を主張することができません。本肢は誤りとなります。
- イ 民法1037条1項は、配偶者短期居住権を定めています。すなわち、配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、その居住していた建物の所有権を相続又は遺贈により取得した者に対し、居住建物について無償で使用する権利を有することとされています。なお、その期間については、本肢の場合には、遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6ヵ月を経過する日のいずれか遅い日となります（同条項1号）。したがって、Bには、配偶者短期居住権が認められますので、CDはBに対する明渡請求や不当利得返還請求はできません。本肢は誤りです。
- ウ 原則として、問題文のように、Aの遺言により遺産分割協議の結果にかかわらずBには甲建物を無償で使用及び収益させることを認めるとしていた場合には、Bには配偶者居住権が認められます（1028条1項2号）。しかし、同条項はただし書で、「被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。」と規定しています。本肢では、甲建物が相続開始時にAとAの兄Fとの共有となっていますので、当該ただし書に該当し、その結果、Bは配偶者居住権を取得できません。本肢は正しい記述です。
- エ 民法1029条2号は、遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるときには、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができると規定しています。当該条文に照らして、本肢は正しい記述です。
- オ 不動産登記法の定めによると、原則として権利の登記は、登記権利者と登記義務者の共同申請によることとされています（不動産登記法60条）。したがって、単独でできる場合は、別途法令により定められた例外的場合に限られます。しかしながら、配偶者居住権については、単独で登記申請ができるという規定がありませんので、原則どおり共同申請になります。したがって、本肢は誤りとなります。なお、民法上は、配偶者居住権の登記等については、1031条1項において「居住建物の所有者は、配偶者（配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同

じ。) に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。」との規定があるのみです。

以上より、正しい記述はウ・エとなり、正解肢は4となります。

問題36 正解3

この問題は、商人ではない個人が、営業として行わない場合には商行為とはならないものを選ぶものですので、その前提知識として、絶対的商行為（商法501条）と営業的商行為（商法502条）の意義を理解している必要があります。

絶対的商行為	絶対的商行為とは、1回の行為の場合や今後も継続して業として行っていく意思がない場合であっても、これに該当すれば「商行為」とされ商法の適用を受けるもの
営業的商行為	「営業としてなす場合」つまり一定継続的営利活動として今後も自己の業務として行う目的がある場合に「商行為」とされて商法の適用を受けるもの

つまり、本問では、問題の各肢が、絶対的商行為、もしくは営業的商行為に該当するかどうかを判断して、営業的商行為に該当するものを選ぶことになります。そこで、以下に商法の該当条文を確認します。

<絶対的商行為 商法501条>

次に掲げる行為は、商行為とする。

- 一 利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為
- 二 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為
- 三 取引所においてする取引
- 四 手形その他の商業証券に関する行為

<営業的商行為 商法502条>

次に掲げる行為は、営業としてするときには、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない。

- 一 賃貸する意思をもってする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し若しくは賃借したものの賃貸を目的とする行為
- 二 他人のためにする製造又は加工に関する行為
- 三 電気又はガスの供給に関する行為
- 四 運送に関する行為
- 五 作業又は労務の請負
- 六 出版、印刷又は撮影に関する行為
- 七 客の来集を目的とする場屋における取引
- 八 両替その他の銀行取引
- 九 保険

- 十 寄託の引受け
- 十一 仲立ち又は取次ぎに関する行為
- 十二 商行為の代理の引受け
- 十三 信託の引受け

以上を前提に、各肢を検討していきます。

ア 利益を得て売却する意思で、時計を買い入れる行為は、501条1号の規定する絶対的商行為に該当します。

イ 利益を得て売却する意思で、買い入れた木材を加工し、製作した机を売却する行為は、501条1号の規定する絶対的商行為に該当すると解されています。条文上は、加工・制作という行為は含まれていませんが、このような場合でも「利益を得て売却する意思による取得したものの譲渡」と同様であるとして501条1号に含まれていると解されています。

ウ 報酬を受ける意思で、結婚式のビデオ撮影を引き受ける行為は、502条6号の「出版、印刷又は撮影に関する行為」に該当しますので、営業的商行為となります。

エ 賃貸して利益を得る意思で、レンタル用のDVDを買い入れる行為は、502条1号に該当しますので、営業的商行為です。

オ 利益を得て転売する意思で、取得予定の時計を売却する行為は、501条2号に該当して絶対的商行為となります。なお、501条1号は買った物を高く売るという商売を想定しています。これに対して、501条2号は先に目的物を売り、その後に仕入れて実際に引き渡すという商売を想定しています。いずれも、売値と買値の差額を儲けるという商売ですが、2号には不動産が含まれていないという差異があります。

以上より、営業的商行為に該当するのはウ・エであり、正解肢は3となります。

問題37 正解4

- 1 会社法52条1項は、株式会社の成立の時における現物出資財産等の価額が定款に記載又は記録された価額に著しく不足するときは、発起人及び設立時取締役は、当該株式会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う旨を規定しています。また、その例外として、同条2項で、①検査役の調査を経た場合、②当該発起人又は設立時取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合のいずれかの場合に該当するときは、免責される旨を規定しています。本肢は条文に照らして正しい記述です。
- 2 発起人は、その出資に係る金銭の払込みを仮装し、又はその出資に係る金銭以外の財産の給付を仮装した場合には、株式会社に対し、払込みを仮装した出資に係る金銭の全額を支払い、又は給付を仮装した出資に係る金銭以外の財産の全部を給付する義務を負うこととされています（52条の2第1項）。本肢は正しい記述です。
- 3 本肢は、会社法53条1項の条文をそのまま出題しています。53条1項は、「発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠ったときは、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定しています。正しい記述です。
- 4 会社法53条2項は、発起人、設立時取締役又は設立時監査役がその職務を行うについて「悪意又は重大な過失」があったときは、当該発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うとしています。問題文では、悪意又は重過失の部分を単なる「過失」と表記していますので、この点が誤りです。本肢が正解肢となります。
- 5 会社法54条は、「発起人、設立時取締役又は設立時監査役が株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の発起人、設立時取締役又は設立時監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。」と規定しています。本条に照らして、本肢は正しい記述です。

**問題38**    **正解4**

- 1 会社法147条1項は、株式の質入れの対抗要件として、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができないとしています。したがって、質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載又は記録することは、あくまでも対抗要件です。なお、質権の効力発生は当事者の合意によって生じると解されています。本肢は誤りです。
- 2 会社法148条は、「株式に質権を設定した者は」、会社に対して、株主名簿に質権者の氏名又は名称及び住所等の記載又は記録を請求できると規定しています。この請求は、条文上、質権者と共同することは求められていません。本肢は誤りです。
- 3 会社法の条文には、譲渡制限株式の質権設定について、取締役会又は株主総会の承認を要求する規定はありません。本肢は誤りです。
- 4 登録株式質権者は、剰余金の配当（金銭に限る。）について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができます（154条1項、151条1項8号）。よって、本肢は正しい内容であり、これが正解肢となります。
- 5 株主名簿に記載又は記録された質権者が、株主総会の招集通知を受け、議決権行使が可能であるという規定は会社法にはありません。本肢は誤りです。

## ※振替株式

株式振替とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、上場会社の株式等に係る株券等をすべて廃止し、株券等の存在を前提として行われてきた株主等の権利の発生、移転及び消滅について電子的に行う制度です。

問題39 正解1

- ア 監査役設置会社は、社外監査役を設置する義務はありません。そして、監査役設置会社に社外監査役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外監査役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないという規定はありません。なお、「監査役会」設置会社には、社外監査役の設置義務がありますので、この点は注意して下さい。本肢は誤りです。
- イ 会社法335条3項は、「監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。
- ウ 会社法327条の2は、「監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない。」と規定していますが、過半数までは要求していません。本肢は誤りです。
- エ 会社法331条6項は、「監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。
- オ 指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の各委員会は、委員三人以上で組織することとされ（400条1項）、さらに各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならないこととされています（同条3項）。本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはア・ウとなり、正解肢は1となります。

**問題40**    **正解1**

ア 株式会社には、会社債権者の保護のために準備金の計上義務があります。そして、それは剰余金の配当をする場合にも現れます。すなわち、剰余金の配当をする場合、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければなりません（445条4項）。そして、この準備金への計上は、資本金の額の4分の1に達するまで計上する必要があります（会社計算規則22条）。本肢は妥当な記述です。

イ まず、株式会社は金銭以外の財産により剰余金の配当を行うことは可能です（454条1項参照）。しかし、この際に、自己株式を配当することはできないという規制はありますが、子会社の株式や親会社の株式は配当財産とすることができないという規制はありません。本肢は誤りです。

ウ 株式会社は、純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当はできません（458条）。本肢は妥当な記述です。

エ 原則として、株式会社が剰余金の配当を行う場合には、中間配当を行うときを除いて、その都度、株主総会の決議を要します（454条参照）。しかし、定款の定めによりこれを取締役会の権限とすることも認められています（459条）。本肢は誤りです。

オ 株式会社が、分配可能額を超えて剰余金の配当を行うことができる場合は存在しません（461条1項）。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはア・ウとなり、正解肢は1となります。



問題41～問題43は択一式（多肢選択式）

問題41 ア：20（刑事裁判） イ：13（裁判所）  
ウ：19（法令の適用） エ：16（評決）

本問は、刑事事件に国民が司法参加する裁判員制度が憲法に違反しないかを争った事案についての判決文が題材となっています。

すなわち、この判例では、問題文のように裁判員制度は、憲法31条（適正手続の保障）、32条（裁判を受ける権利）、37条1項（公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利）、76条1項（司法権の所在）、80条1項（裁判官の任命）に違反しないかが論点の一つとして争われました。判例は、問題文のように述べて、裁判員制度は憲法に違反しないとしています（最大判平23.11.16）。

以上を前提に、各空欄に当てはまる語句を選んでいきます。

まず、空欄 **ア** には、裁判員制度が導入されるのは刑事裁判ですので、「20 刑事裁判」が入ります。

次に、空欄 **イ** には、ここは、争点である裁判員制度を導入した裁判が、はたして憲法上の要請に適合した裁判所かどうかという論点を記述していますので、「13 裁判所」が入ります。

さらに、空欄 **ウ** には、裁判の内容である、事実認定、法令の適用、刑の量定を想起すれば、その中の「19 法令の適用」が入ることが分かります。

そして、空欄 **エ** には、裁判の最後の段階である「16 評決」が入ります。

**問題42**    **ア：6（即時強制）**    **イ：1（罰金）**  
**ウ：12（行政刑罰）**    **エ：2（過料）**

本問は、新型コロナウイルスの感染症防止対策で問題となった「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を題材として、感染者を感染症指定医療機関等に強制的に入院させる措置（入院措置）の講学上の概念について解答をさせる出題となります。

まず、前提として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律についての知識は不要です。問題文に必要な情報は書かれていますので、当該法律自体の学習は行う必要はありません。必要な知識は、行政法における行政強制に関する知識となります。

まず、入院措置の法的性質をめぐり、空欄 **ア** には、「6 即時強制」が入ります。行政が、義務を課す事を前提とせず、目前急迫の障害を取り除くために、直接国民の身体又は財産に実力を加え、必要な状態を実現することが即時強制ですので、問題文に書かれている入院措置の内容を検討すると、即時強制が入ることが分かります。

次に、空欄 **イ** には、「1 罰金」が入ります。空欄の前に「懲役」とありますので、これが刑事罰についての記述だと推測できます。さらに、100万円以下とありますので、科料ではなく罰金がふさわしいです。

次に、空欄 **ウ** ですが、懲役や罰金の講学上の分類は、「12 行政刑罰」となります。

最後に、空欄 **エ** には、行政上の秩序罰である、「2 過料」が入ります。

**問題43**    **ア：9（慎重）**    **イ：17（不服の申立て）**  
**ウ：13（処分基準）**    **エ：6（意見公募）**

本問は、不利益処分における理由の提示の程度に関する判例知識を問う問題です。

すなわち、一級建築士 A が、国土交通大臣から、建築士法10条1項2号・3号に該当するとの理由で、免許取消処分を受けた。これに対して、一級建築士 A は、当該免許取消処分は、公開されている処分基準の、どの部分に違反して免許取消処分とされたのかが明確ではなく、行政手続法14条1項に違反した処分であるとして、訴訟を提起しました。

判例は、この事例では、単に処分の原因と根拠法令のみを示すのみでは不十分だとし、公開されている処分基準の適用関係を明らかにすべきだとして、免許取消処分を違法だとしました。

以上を前提として、各空欄に入る語句を検討します。

まず、空欄 **ア** には、理由を提示させる趣旨から考えると、「9 慎重」が入ります。

次に、空欄 **イ** には、処分の名宛人の便宜に資するという文章から、「17 不服の申立て」が入ります。

さらに、空欄 **ウ** には、不利益処分の基準である、「13 処分基準」が入ります。

最後に、空欄 **エ** には、処分基準が定められる際に適正担保のための仕組みの名称が入ります。したがって、空欄 **エ** には、「6 意見公募」が相応しいこととなります。

<参考 行政手続法14条1項>

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

**問題44～問題46は記述式**

※解答は、必ず答案用紙裏面の解答欄（マス目）に記述すること。なお、字数には、句読点も含む。

**問題44**

<解答例>

行	政	指	導	に	該	当	し	、	文	部	科	学	大	臣
に	対	し	、	行	政	指	導	の	中	止	を	求	め	る
こ	と	が	で	き	る	。								

(37字)

<解説>

本問は、行政手続法36条の2の条文知識を解答させる問題です。

まず、問題文では、解答の形式として、以下の諸点の指示があります。

①「この文部科学大臣の勧告は、行政手続法の定義に照らして何に該当するか。」について解答すること。

②行政手続法に基づき、「誰に対して、どのような手段をとることができるか。」について解答すること。

したがって、解答を作成する場合には、上記の①②の点を充足するように留意します。

次に、設例の事案を分析すると、要するに文部科学大臣の行った勧告に対して、私立大学Aが指摘されるような法令違反はないとの立場で不服をもっているというものとなります。ここで、問題となるのは、文部科学大臣の勧告が「行政指導」に該当するということが分かるかどうかですが、行政手続法では、行政指導の定義について、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」と定めています(2条6号)。この定義に思い至れば、当該勧告が行政指導であると分かります。

以上より、本問の設例は、行政指導に理由がないと考えている場合ですので、行政手続法36条の2に規定する「行政指導の中止等の求め」の場面であるとわかります。

最後に、①文部科学大臣の勧告が行政指導に該当すること、②文部科学大臣に対して行政指導の中止等を求めることができることを記述します。

<参考 行政手続法36条の2>

- 1 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を

申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

問題45

<解答例>

C	が	、	本	件	代	金	債	権	の	譲	渡	禁	止	特
約	に	つ	き	、	知	り	、	又	は	重	大	過	失	に
よ	り	知	ら	な	か	っ	た	場	合					

(40字)

<解説>

まず、形式面ですが、問題文を読むと、要求されている解答の形式として、「Bが本件代金債権に係る債務の履行を拒むことができるのは、どのような場合か。」と書かれていますので、解答としては、「～という場合」という書き方になると思います。

また、問題文の冒頭で、『売掛代金債権（以下「本件代金債権」といい、解答にあたっては、この語を用いて解答すること。）』との指示があることも留意しておきましょう。

次に、内容面ですが、本問では、A B間の譲渡禁止特約がついた債権を、Aが特約に反して譲渡してしまい、その譲受人CがBに対して履行請求してきた場合に、Bがこれを拒むことができる要件を問われています。

そもそも、譲渡禁止特約がついた債権を譲渡できるのかについては、民法466条2項で、これを肯定しています。しかし、同条3項において、「前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。」と規定されています。本問では、この466条3項の内容が問われています。

あとは、形式面に配慮しつつ、466条3項の定める要件を記述すればよいことになります。

問題46

<解答例>

甲	の	占	有	者	B	が	責	任	を	負	い	、	B	が
損	害	発	生	防	止	の	た	め	に	必	要	な	注	意
を	し	た	と	き	は	所	有	者	A	が	負	う	。	

(44字)

<解説>

まず、形式面ですが、「誰がCに対して損害賠償責任を負うことになるか。必要に応じて場合分けをしながら、」とありますので、誰が責任を負うのかを明らかにして記述すること、必要があれば場合分けすることに留意しておきましょう。

次に、内容面ですが、本問では、甲家屋の外壁が崩れて通行人が負傷していますので、いわゆる土地の工作物等の占有者及び所有者の不法行為責任についての問題であることが分かります。そして、民法717条1項は、当該責任について「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」と規定しています。これを、本問に当てはめると、第一次的には占有者であるBが責任を負い、Bが損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者であるAが責任を負うべきこととなります。

あとは、字数に気をつけて、問題文の指示通りに、場合分けをして責任を負うべき者を明記して解答を作成すればよいこととなります。

## 一般知識等

### 問題47～問題60は択一式（5肢択一式）

#### 問題47 正解4

- 1 問題文にある通り、ベルリン大会は1936年に実施されています。そして、ナチス・ドイツが政権を握ったのは、1933年から1945年です。本肢は誤りです。
- 2 1948年のロンドン大会は、敗戦国であるドイツや日本は大会に参加していません。本肢は誤りです。
- 3 1964年の東京大会では、ソ連は参加しています。なお、中国は参加していません。本肢は誤りです。
- 4 1980年のモスクワ大会においては、アメリカの呼びかけにより日本政府もそれに応じて不参加としています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争は、1992年に発生していますので、サラエボ（冬季）大会（1984年）のあとになります。本肢は誤りです。



**問題48**    **正解2**

- 1 2020年3月に制定されたのは、「新型インフルエンザ対策特別措置法の一部を改正する法律」です。これは、新型コロナウイルス感染症対策に特化した新規の法律ではありません。既存の法律に新型コロナウイルスを追加する内容となっています。本肢は誤りです。
- 2 2020年4月には、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」が決定されています。資料では、問題文の通り、雇用の維持と事業の継続、生活に困っている世帯や個人への支援がうたわれています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 緊急事態宣言により外出自粛等の要請はされましたが、外出許可等の制限まではされていません。本肢は誤りです。
- 4 首相・大臣・首長及びその同居親族への優先接種は行われていません。本肢は誤りです。
- 5 2021年2月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、まん延防止等重点措置が導入され、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合には20万円以下の過料が定められています。本肢は誤りです。

**問題49**    **正解2**

- ア 内閣法制局設置法2条1項は、内閣法制局長は、内閣が任命することとしています。問題文のように、両議院の同意は要求されていません。本肢は誤りです。
- イ 日本銀行法23条1項は、日本銀行総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命することとしています。本肢は妥当な記述です。
- ウ 検察庁法15条1項は、検事総長の任免は内閣が行い、天皇がこれを認証することとしています。最高裁判所の推薦は、要求されていません。本肢は誤りです。
- エ 放送法31条1項は、NHK（日本放送協会）経営委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとしています。本肢は妥当な記述です。
- オ 日本学術会議法7条2項は、日本学術会議会員は、同会議の推薦に基づき内閣総理大臣が任命することとしています。本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはア・ウとなり、正解肢は2となります。

問題50 正解1

ア ふるさと納税とは、実は納税ではなく都道府県、市区町村への「寄附」となります。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されますが、ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。本肢は誤りです。

イ 上記のとおり、ふるさと納税は、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。固定資産税は対象としていません。本肢は誤りです。

ウ ふるさと納税により税収が減少した自治体について、地方交付税の交付団体には減収分の一部が地方交付税制度によって補填されます。本肢は妥当な記述です。

エ 納付を受けた市町村は、納付者に返礼品を贈ることが認められており、全国の9割以上の市町村では、返礼品を提供しています。本肢は妥当な記述です。

オ 高額な返礼品を用意する自治体や、地場産品とは無関係な返礼品（Amazonギフト券など）を贈る自治体が出たことから、国は、ふるさと納税の対象自治体を指定する仕組みを導入しています。本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはア・イとなり、正解肢は1となります。

## 問題51 正解3

国際収支とは、一定期間における一国のあらゆる対外経済取引を体系的に記録した経済指標です。

国際収支は、①経常収支、②金融収支及び③資本移転等収支に大別されます。

①経常収支	金融収支に計上される取引以外の、居住者・非居住者間で債権・債務の移動を伴う全ての取引の収支状況を示します。 経常収支は、さらに貿易・サービス収支、第一次所得収支、第二次所得収支に分類されます。
②金融収支	金融資産にかかる居住者と非居住者間の債権・債務の移動を伴う取引の収支状況を表します。
③資本移転等収支	対価の受領を伴わない固定資産の提供、債務免除のほか、非生産・非金融資産の取得処分等の収支状況を示します。

- 1 海外旅行先における現地ホテルへの宿泊料は、いわゆる経常収支における貿易・サービス収支に計上されます。そして、自国から他国への支払いとなるのでマイナスとして計上します。本肢は妥当な記述です。
- 2 発展途上国への社会資本整備のために無償資金協力を自国が行った場合は、資本移転等収支に計上され、自国から他国へ資金が出ているのでマイナスとして計上します。本肢は妥当な記述です。
- 3 海外留学中の子どもの生活費を仕送りした場合は、経常収支に計上され、自国から他国へお金が出ているのでマイナスとして計上します。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 4 海外への投資から国内企業が配当や利子を得た場合、経常収支に計上され、自国にお金が入るのでプラスとして計上します。本肢は妥当な記述です。
- 5 日本企業が海外企業の株式を購入した場合、金融収支に計上され、金融資産が日本に入るのでプラスとして計上します。本肢は妥当な記述です。

問題52 正解2

- ア 化石エネルギーとは、大別して石炭・石油・天然ガスを指します。次に、再生可能エネルギーとは、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスを指します。2010年代の後半は、おおよそ化石エネルギーが70%以上、再生可能エネルギーは約16%前後となっています。本肢は妥当な記述です。
- イ 日本の化石燃料の輸入先は、原油はサウジアラビア、アラブ首長国連邦が多く、天然ガスはオーストラリア、マレーシアが多いです。本肢は誤りです。
- ウ パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが示されました。この目標を達成するために、日本政府は、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指し、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を実現することを目指すという目標を掲げています。本肢は妥当な記述です。
- エ 世界の一次エネルギー消費量は、中国が最大でアメリカは次点です。なお、一次エネルギー消費量とは、商業的に取引される燃料及び発電用の再生可能エネルギーの合計をいいます。本肢は誤りです。
- オ 資源エネルギー庁のHPによると、新型コロナウイルスの感染拡大で、石油の需要が激減し、原油価格は下がったといわれています。本肢は誤りです。
- 以上より、妥当なものはア・ウとなり、正解肢は2となります。

**問題53**    **正解5**

- 1 2019年のいわゆるアイヌ新法では、その1条で「この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の」と規定しています。つまり、アイヌが先住民族として明記されています。本肢は妥当な記述です。
- 2 2020年開設の国立アイヌ民族博物館は、日本で初めてのアイヌ文化の展示や調査研究などに特化した国立博物館です。同博物館のHPには、「国立アイヌ民族博物館は我が国に初めて誕生した、アイヌ文化の展示や調査研究などに特化した国立博物館です。アイヌ民族の文化を復興し、発展させるべく創設されました。」と記載されています。本肢は妥当な記述です。
- 3 2007年の国際連合総会で「先住民族の権利に関する宣言」が採択され、2014年には「先住民族世界会議」が開催されています。本肢は妥当な記述です。
- 4 2008年6月11日、カナダでは、過去における先住民族に対する同化政策の一環として、先住民15万人を寄宿学校に強制入学させたことについて、ステイブ・ハーパー首相が公式に謝罪しています。本肢は妥当な記述です。
- 5 アボリジニとは、オーストラリアの先住民をいい、マオリとは、ニュージーランドの先住民をいいます。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。

問題54 正解4

- 1 LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者 Lesbian）・ゲイ（男性同性愛者 Gay）・バイセクシュアル（両性愛者 Bisexual）・トランスジェンダー（こころの性と身体の性が一致していない方 Transgender）の頭文字をとった、性的少数者の総称です。本肢は妥当な記述です。
- 2 日本の女子大学の中には、出生時の性別が男性で自身を女性と認識する学生の入学を認める大学もあります。具体的には、お茶の水女子大学が2020年度からトランスジェンダー学生（戸籍又はパスポート上男性であっても性自認が女性である人）の受け入れを開始したと発表しています。本肢は妥当な記述です。
- 3 報道によると、2015年6月26日、米連邦最高裁は同性婚が合衆国憲法の下での権利であり、州は同性婚を認めなくてはならないとの判断をしています。本肢は妥当な記述です。
- 4 報道によると、LGBTなど性的少数者のカップルを自治体が認める「パートナーシップ制度」の導入自治体が2021年4月1日時点で100自治体になったとされています。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 2019年5月17日、台湾の立法院は同性婚を合法化する法案を66対27の賛成多数で可決しています。これにより、台湾はアジアで初めて同性婚を法律により認めました。本肢は妥当な記述です。

**問題55 正解3**

まず、問題文について全体を通して一読します。そして、次に、選択肢についても一読し、さらに1から5の各肢の並びを確認します。その後、各空欄について、適切な語句を選んでいきます。

本問では、空欄が5つで、用意されている語句が10個なので、それほど難しくはないと思います。

まず、空欄 **I** には、識別する対象であるアの「表情」が入ります。

次に、検出した顔データを事前に登録しているデータと照合するのは、顔認証をしてなりすましを防止するためですので、空欄 **II** にはエの「本人確認」が入ります。また、空欄 **IV** には、要配慮個人情報というキーワードからキの「個人情報保護法」が入ると推測できます。さらに、空欄 **III** には、顔認証などの利用という文章の流れからオの「生体情報」が入ります。最後に、「顔データの収集について事前の同意を必要とし第三者への生体データの販売に制限を設ける」という文章から、空欄 **V** には、コの「プライバシー」が入ると分かります。

以上より、正解肢は3となります。



問題56 正解3

国土交通省自動車局による自動運転ガイドラインに定められた車両の自動運転化の水準（レベル）は、概要、以下の様になっています。

レベル	名称	動的運転タスク		動的運転タスクの困難な場合の対応
		持続的な横・縦の車両運転制御	対象物・事象の検知及び応答	
運転者が一部又はすべての動的運転タスクを実行				
レベル0	運転自動化なし	運転者	運転者	運転者
レベル1	運転支援	運転者とシステム	運転者	運転者
レベル2	部分運転自動化	システム	運転者	運転者
自動運転システムがすべての動的運転タスクを実行				
レベル3	条件付運転自動化	システム	システム	作業継続が困難な場合にはドライバーが代替りに行う
レベル4	高度運転自動化	システム	システム	システム
レベル5	完全運転自動化	システム	システム	システム

※レベル4では、特定の環境下における完全自動運転を想定し、レベル5では完全自動運転を想定している。

上記の表に照らすと、肢3の記述は、「人の介入を排除し、安全運転についてもシステム側が完全に主体となる。」の部分、誤りとなります。

**問題57**    **正解5**

- 1 行政機関の長等の義務としては、利用停止の場合には、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないとされています（個人情報保護法100条）。しかし、問題文のような一時停止及びその解除という制度は規定がありません。本肢は誤りです。
- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないこととされています（個人情報保護法79条1項）。条文では、「不開示情報に該当する箇所に関係する関係機関の同意」は要求されていません。本肢は誤りです。
- 3 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができます（裁量的開示、個人情報保護法80条）。本肢は誤りです。
- 4 法律上は、開示請求に係る保有個人情報に、開示請求者以外の者に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができることとされています（個人情報保護法86条1項）。しかし、聴聞の機会の付与までは要求されていません。本肢は誤りです。
- 5 個人情報保護法87条1項本文は、「保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。」と規定しています。よって、本条項に照らして、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題58 正解5

まず、問題文について全体を通して一読します。そして、次に、選択肢についても一読し、さらに1から5の各肢の並びを確認します。その後、各空欄について、適切な短文を選んでいきます。

まず、空欄 **I** にはオが入ります。直前の文章は、大いに勉強したという事実と落第もしくは合格したという二つの事実がある内容ですので、素直にオの「それぞれ二つの事実」という文章につなげていけばよいでしょう。

次に、空欄 **II** にはウが入ります。空欄の後の文章には、それまで使用していた「が」ではなく、違う言葉を使用しているため、ウが相応しい内容です。

さらに、空欄 **III** には、エが相応しいです。無規定的直接性というキーワードで繋がりますし、実際にエを入れて読んでみて意味が通ります。

そして、空欄 **IV** には、アが入ります。空欄とその直後の言葉に「成長と分化」というキーワードがあり、それで繋がります。

最後に、空欄 **V** には、残ったイが入ります。

以上より、正解肢は5となります。

**問題59** 正解2

まず、問題文について全体を通して一読します。そして、次に、選択肢についても一読し、さらに1から5の各肢の並びを確認します。その後、各空欄について、適切な語句を選んでいきます。

まず、空欄 **I** には「毅然」が入ります。本文中の、「決して許さないという…態度」に相応しいのは、巖然（いかめしくおごそかなさま）でも浩然（心などが広くゆったりとしているさま）でもなく毅然（意志が強くしっかりしている様子）です。

次に、空欄 **II** には「本末転倒」が入ります。「本来罰せられるべき加害者ではなく、被害者にしわ寄せがいくような」という文章から判断できます。

さらに、空欄 **III** には、「万能」が入ります。一般は語感がおかしいですし、弥縫策（びほうさく）とは、一時的にとりつくろって間に合わせるための方策を意味しますので、相応しくありません。

そして、空欄 **IV** には、前後の文意から「抜本」が入ります。

最後に、空欄 **V** には、「対症」が入ります。なお、「対症療法」とは、病気の原因をのぞくのではなく、あらわれた症状に応じてする治療法をいい、転じて医療現場以外でも物事の目の状況に応じた処理を指す意味で使われます。「対処（たいしょ）療法」は誤用で、正しくは「対症療法」です。

以上より、正解肢は2となります。

問題60 正解3

まず、問題文について全体を通して一読します。そして、次に、空欄 **I** と空欄 **II** のために用意された、それぞれの選択肢について一読します。

そのうえで、各空欄に相応しいものを選びます。

まず、空欄 **I** には、イが入ります。

空欄の直後の文章に、「いろいろなものに使う」、「球形」という言葉がありますので、子供が球体のものを何でも「まり」と呼ぶと勘違いしたのだと分かります。

次に、空欄 **II** には、Cが入ります。

空欄の後の文章では、子供がライオン、トラ、ヒョウとの区別がつかないという話をしてしますので、三者に共通の説明を選べばよいことになります。

そうすると、Cはライオンを大きなネコの一種に例えている点で、三者に共通の説明をしています。他方で、猫のお友だちではトラやヒョウはでてきませんし、ライオンがトラやヒョウの仲間であると知っている子供に（つまり、ライオン、トラ、ヒョウは別の生き物であると知っているということ）、ライオンは百獣の王であるという話をした場合には、ライオン、トラ、ヒョウとの区別がつかないという事態にはならないからです。

以上より、正解肢は3となります。